



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法で、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう」と定義されています。

紀美野町においても、男女は平等で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で、十分発揮することのできる社会づくりをめざします。

紀美野町男女共同参画基本計画の「基本理念」

手と手をつなぎ 共に支えあう 美しい町きみの

2. 基本目標

I. 男女共同参画をめざす人づくり

II. あらゆる分野への男女共同参画環境づくり

III. 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり

IV. 人権尊重の社会づくり

3. 計画の体系

基本目標	重点目標	施策の方向性
Ⅰ. 男女共同参画をめざす人づくり	1. 男女共同参画に向けた次世代教育の充実	(1) 学校教育・社会教育における男女共同参画計画の推進
		(2) 子どもの発達段階に応じた教育の推進
		(3) 家庭や地域における教育・学習の充実
	2. 政策・方針決定の場への参画	(1) 行政における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
		(2) 事業所・団体等への女性の積極的な参画
		(3) 女性人材・リーダーの発掘・育成
(4) 防災の分野への男女共同参画の推進		
Ⅱ. あらゆる分野への男女共同参画環境づくり	1. 働く場における男女共同参画の推進	(1) 働く場での男女の機会均等と待遇の確保
		(2) 農業や自営業等における労働環境の整備
		(3) 女性のチャレンジ支援、起業支援
	2. 子育てと介護等への支援	(1) 子育て支援・社会福祉サービスの充実
		(2) こども園や保育所、学童保育所の子育て支援体制の充実
	3. 家庭と仕事の両立	(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現支援
(2) 家庭生活における男女共同参画の推進		
Ⅲ. 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり	1. 地域社会における男女共同参画の充実	(1) 地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進
		(2) 高齢者等の社会参画の啓発推進
		(3) 男性に対する施策の推進
	2. 誰もが安心して暮らせる社会づくり	(1) ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援
		(2) 高齢者や障害者（児）が安心して暮らせる体制づくり
		(3) 生涯にわたる男女の健康支援
3. 総合相談の充実	(1) 女性相談窓口等の周知と充実	
	(2) 関係機関との連携	
Ⅳ. 人権尊重の社会づくり	1. 男女相互の性の尊重	(1) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての情報提供と啓発
		(2) 多様な性や家族形態への理解の促進
	2. メディアにおける性ととらわれない表現	(1) 男女共同参画に関する正しい理解と啓発の推進
		(2) 情報発信における男女の人権に対する理解の促進
	3. ハラスメント防止に向けた取組の推進	(1) ハラスメント防止に向けた意識啓発
	4. あらゆる暴力の根絶	(1) 暴力を許さない意識の醸成
		(2) DVの早期発見と相談体制の充実
		(3) DV被害者の安全確保と保護等の支援
(4) 自立に向けた支援の実施		

4. それぞれが担う役割

★行政の役割

- まちづくり活動に対する支援や活動拠点の充実を図り、町民と行政とのネットワーク構築など協働の環境を整備するよう努めます。
- 各種講座や講演会などを開催し、専門的知識を習得してもらう機会を提供し、人材の発掘や、リーダーの育成を図るよう努めます。
- 町民活動や町全体の動きを的確にとらえ、町の計画策定過程などを情報提供しながら、町民との情報の共有化を図るよう努めます。
- 男女がともに働きながら家事や育児・子育て・介護などを両立できるよう支援に取り組むとともに、男性の家事・育児・介護などへ参加を促進するための情報提供や啓発、子育て・介護支援の充実など環境整備を図るよう努めます。
- 方針決定の場への男女共同参画が進むように町が率先して取り組むことに加え、町も事業主である側面から、ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境の改善など模範となるよう努めます。

★住民の役割

- 地域に関心を持ち、地域の活動（町内会等）に参加することが大切です。また、自らが持つ知識や能力を地域活動やボランティア活動などに生かすことが大切です。
- 町広報誌やホームページなど様々な機会を通じて、情報を収集することが大切です。

★事業主（所）の役割

- ワーク・ライフ・バランスを理解し、事業主（所）による仕事と家庭の両立支援の取組を図ることが大切です。
- 事業主（所）も地域の一員であり、地域の活動に参加することが大切です。また情報や技術等を提供することも大切です。

★地域団体の役割

- 住民や団体同士で防災・防犯・福祉・環境など、日常のあらゆる分野において、重要な役割を担っており、地域の住民同士の交流を図ることが大切です。
- 地域団体において、性別の違いで役割分担を決めていないか点検をし、活動方針の決定や計画の立案等において男女がともに参画することが大切です。

★学校等の役割

- 学校教育においては、人権の尊重、男女の平等、相互理解と協力の視点に立って、学習の充実を図るとともに、児童生徒が性別にこだわらず、一人ひとりの個性や能力・適正などを大切にできるように、発達段階に応じた指導が必要です。
- 生涯において男女共同参画意識の確立を図るため、特に人格形成に最も重要な年齢にあたる幼児教育・学校教育のあらゆる場で、ジェンダー*にとらわれない保育・教育施策を積極的に推進することが必要です。

***ジェンダー** 「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、国際的にも使われています。